

第 5 章

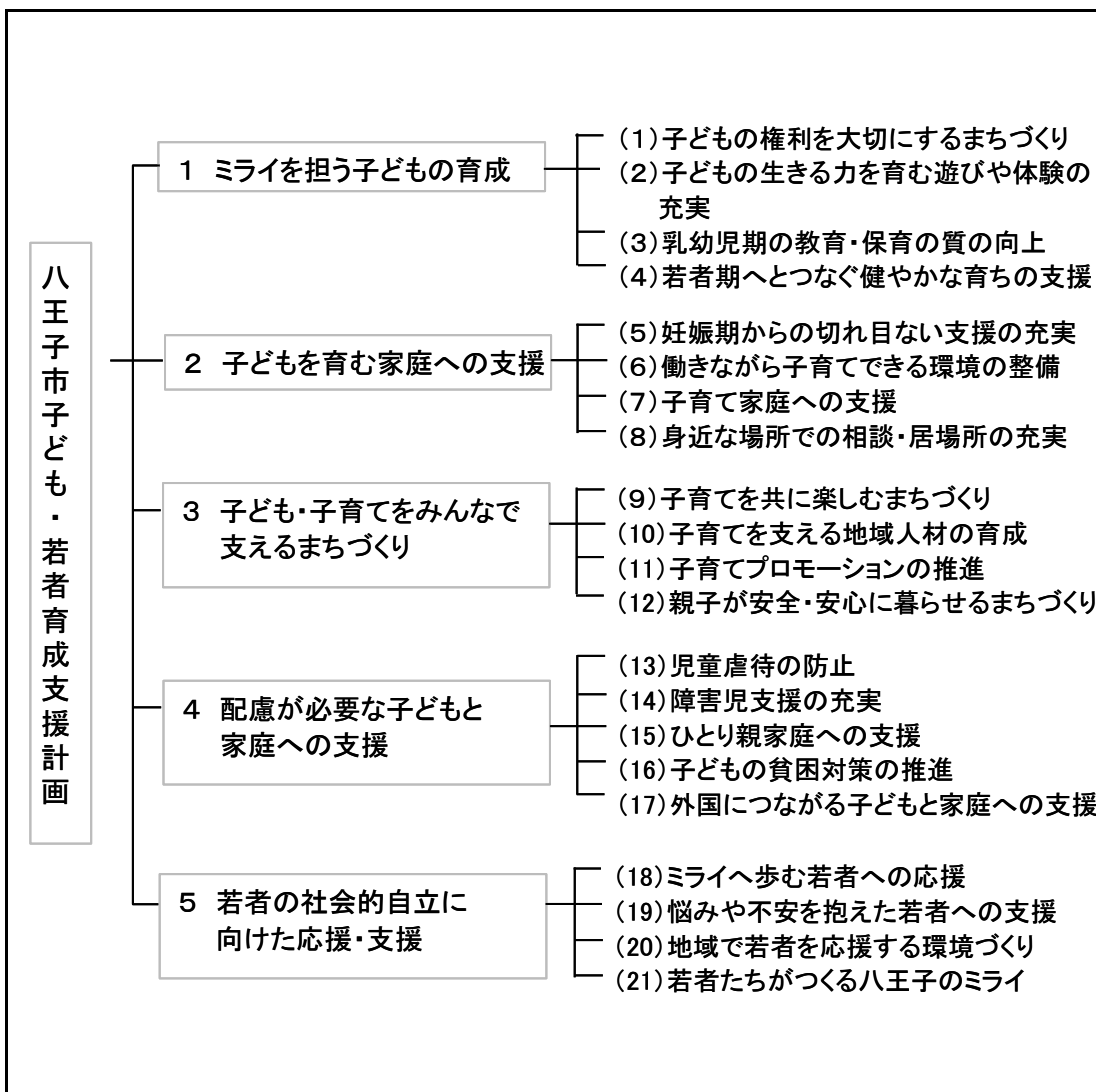
児童・ひとり親・女性等福祉

1. 概 説
2. 児童（18歳未満）の人口
3. 手 当
4. 医 療 費 の 助 成
5. 幼 児 教 育 ・ 保 育
6. 児 童 福 祉 施 設 等 に 対 す る 指 導 監 査
7. 健 全 育 成
8. ひ と り 親 ・ 女 性 等 福 祉
9. 子 ど も 家 庭 支 援 セ ン タ ー
10. 子 ど も と 外 出 し や す い 環 境 整 備
11. 企 業 と の 協 働 に よ る 子 育 て 支 援

1. 概 説

児童福祉の理念は、全ての子どもがより良い生活を保障されるとともに、将来の社会を担う子どもを心身ともに健やかに育成することにある。

出生数や子ども・若者の数の減少が続く中、子ども・若者を取り巻く環境も大きく変化しており、不登校やいじめ、貧困など様々な問題が重なることで複雑化しているケースも見られ、個々の状況に応じた支援が求められている。こうした状況の中、より一層子どもと家庭に関する施策を総合的に推進するとともに、若者期まで見通した切れ目ない支援をするため、「八王子市子ども・若者育成支援計画」を策定し、計画に基づき、市民・学校・地域・行政などが協力して、地域における子育て・子育て環境の整備や若者の支援を進めている。計画の着実な推進に取り組むことで「子ども・若者にやさしいまち」「子育てしやすいまち」「子ども・若者が夢と希望を持ってあられるまち」の実現を目指す。現行の計画（八王子市子ども・若者育成支援計画）の施策の体系は下記のとおり。（令和2～6年度（2020～2024年度））



2. 児童（18歳未満）の人口

（1）児童人口の割合

（各年1月1日現在）

区 分		年		
		元	2	3
八王子市	全人口（人）	562,460	562,480	561,828
	18歳未満人口（人）	81,462	80,130	78,676
	比率（%）	14.5	14.2	14.0
東京都	全人口（人）	13,189,049	13,257,596	13,297,089
	18歳未満人口（人）	1,859,744	1,857,435	1,851,303
	比率（%）	14.1	14.0	13.9

（2）年齢層別児童人口

（各年1月1日現在）

区 分		年		
		元	2	3
18歳未満人口（人）		81,462	80,130	78,676
0歳～5歳（人）		23,280	22,563	21,820
6歳～11歳（人）		28,105	27,637	27,156
12歳～17歳（人）		30,077	29,930	29,700

3. 手 当

(1) 児童手当

中学校修了前の児童を養育する者に支給する。

ア. 児童手当月額の推移

手当月額 平成19年（2007年）4月～平成22年（2010年）3月

- 10,000円（3歳誕生日までの子）
- 5,000円（3歳以上の第1子・第2子）
- 10,000円（3歳以上の第3子以上）

※平成22年（2010年）4月～平成24年（2012年）3月の期間は支給なし
（当該期間は子ども手当を支給）

平成24年（2012年）4月～（所得制限は平成24年（2012年）6月から導入）

- 15,000円（3歳誕生日までの子）
- 10,000円（3歳以上～小学校修了前の第1子・第2子）
- 15,000円（3歳以上～小学校修了前の第3子以上）
- 10,000円（中学生）

※所得制限超過の場合、特例給付として一律5,000円

イ. 児童手当支給額等の状況

区 分		年 度		
		3 0	元	2
延 支 給 人 員 （ 人 ）	3歳未満被用者	93,872	90,363	86,663
	3歳未満非被用者	19,751	18,489	16,931
	特 例 給 付	86,166	88,759	90,191
	3歳以上小学校 （ 被 用 者 ）	343,702	337,894	331,791
	3歳以上小学校 （ 非 被 用 者 ）	82,030	77,742	73,556
	中 学 生	137,318	136,864	136,576
	合 計	762,839	750,111	735,708
支 給 総 額 （ 円 ）	3歳未満被用者	1,408,080,000	1,355,445,000	1,299,945,000
	3歳未満非被用者	296,265,000	277,335,000	253,965,000
	特 例 給 付	430,830,000	443,795,000	450,955,000
	3歳以上小学校 （ 被 用 者 ）	3,640,385,000	3,583,015,000	3,518,635,000
	3歳以上小学校 （ 非 被 用 者 ）	882,060,000	835,755,000	791,780,000
	中 学 生	1,373,180,000	1,368,640,000	1,365,760,000
	合 計	8,030,800,000	7,863,985,000	7,681,040,000

(2) 児童育成手当

[育成手当]

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭に、対象児童1人当たり月額13,500円の手当を支給する。

[障害手当]

20歳未満で心身に障害（愛の手帳1～3度程度・身体障害者手帳1～2級程度・脳性麻痺・進行性筋萎縮症）のある児童を扶養している者に、対象児童1人当たり月額15,500円の手当を支給する。

ア. 児童育成手当月額の推移

単位：円

改定時期	育成手当	障害手当
平成6年(1994年)4月	12,500	14,500
平成7年(1995年)4月	13,000	15,000
平成8年(1996年)4月	13,500	15,500

イ. 児童育成手当支給額等の状況

区分		年度		
		30	元	2
支給総額 (円)	育成手当	1,344,829,500	1,316,661,000	1,290,411,000
	障害手当	89,822,500	89,791,500	87,652,500
	合計	1,434,652,000	1,406,452,500	1,378,063,500
延支給人員 (人)	育成手当	99,617	97,531	95,586
	障害手当	5,795	5,793	5,655
	合計	105,412	103,324	101,241

(3) 児童扶養手当

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある（一定の障害を有する場合は20歳未満）児童を養育するひとり親家庭等に手当を支給する。

ア. 児童扶養手当月額（全部支給）の推移

単位：円

改定時期	児童1人	2人目加算額	3人目以降加算額
平成29年(2017年)4月	42,290	9,990	5,990
平成30年(2018年)4月	42,500	10,040	6,020
平成31年(2019年)4月	42,910	10,140	6,080
令和2年(2020年)4月	43,160	10,190	6,110

イ. 児童扶養手当支給額等の状況

区 分		年 度		
		3 0	元	2
全部支給	延支給人員（人）	25,919	35,114	26,349
	支給額（円）	1,101,277,150	1,502,898,150	1,136,170,980
一部支給	延支給人員（人）	22,819	23,938	19,341
	支給額（円）	647,737,710	682,770,070	550,864,810
第2子加算	延支給人員（人）	19,365	23,830	18,244
	支給額（円）	179,352,360	225,257,400	173,304,700
第3子以降加算	延支給人員（人）	6,729	8,268	6,475
	支給額（円）	38,675,340	48,272,350	38,107,130
合計	延支給人員（人）	74,832	91,150	70,409
	支給額（円）	1,967,042,560	2,459,197,970	1,898,447,620

ウ. 受給原因別世帯数状況

(各年度末現在)

単位：世帯

区 分		年 度		
		3 0	元	2
離 婚		3,091	2,979	2,936
死 亡		46	41	39
遺 棄		4	5	7
拘 禁		0	2	2
保護命令		3	2	2
未婚の母子又は父子		495	487	480
父又は母が重度の障害		37	38	46
その他		167	156	163
合 計		3,843	3,710	3,675

※否受給者は含まず。その他は該当事由混合世帯。

4. 医療費の助成

(1) 乳幼児医療費助成

6歳義務教育就学前の児童に対して、医療費のうち、各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費を除く）を助成する。

平成4年(1992年)10月1日	施行	(1歳未満児対象・所得制限なし)
平成6年(1994年)1月1日	制度改正	(3歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし)
平成10年(1998年)10月1日	制度改正	(4歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし)
平成12年(2000年)10月1日	制度改正	(5歳未満児対象・1歳未満のみ所得制限なし)
平成13年(2001年)10月1日	制度改正	(6歳就学前児対象・1歳未満のみ所得制限なし)
平成19年(2007年)10月1日	制度改正	(所得制限撤廃)

○乳幼児医療費助成状況

年度 区分	30	元	2
年度末日人員 (a) (人)	27,597	26,694	25,701
年間医療助成費 (b) (円)	860,682,199	831,979,167	629,932,938
年間取扱件数 (c) (件)	517,478	492,923	351,067
1人当り年間受診回数 (d) = c / a (回)	19	18	14
1人当り年間医療助成費 (e) = b / a (円)	31,188	31,167	24,510
1件当り医療助成費 (f) = b / c (円)	1,663	1,688	1,794

(2) 義務教育就学児医療費助成

小・中学生に対して、医療費のうち、入院・調剤については各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費を除く）を助成している。通院については、各種医療保険給付の上限1回200円を除いた自己負担分を助成する。

平成19年(2007年)10月1日 施行 (所得制限あり) 自己負担分の1/3

平成21年(2009年)10月1日 制度改正 (所得制限あり)
 通院…上限200円を除く自己負担分
 調剤…自己負担分全額
 入院…自己負担分全額

平成24年(2012年)10月1日 制度改正 (所得制限緩和) 児童手当に準拠して緩和
 平成28年(2016年)7月1日 制度改正 (所得制限撤廃)

○義務教育就学児医療費助成状況

区 分	年 度		
	3 0	元	2
年度末日人員 (a) (人)	41,465	41,358	40,938
年間医療助成費 (b) (円)	1,089,415,133	1,082,519,791	951,772,634
年間取扱件数 (c) (件)	513,671	505,038	406,269
1人当り年間受診回数 (d) = c / a (回)	12	12	10
1人当り年間医療助成費 (e) = b / a (円)	26,273	26,174	23,249
1件当り医療助成費 (f) = b / c (円)	2,121	2,143	2,343

(3) ひとり親家庭医療費助成

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある（一定の障害を有する場合は20歳未満）児童を養育するひとり親家庭等に対して、医療費のうち、各種医療保険給付の自己負担分（食事療養費・一部負担金を除く）を助成する。

平成2年(1990年)4月1日 施行 (所得制限あり) 課税者…自己負担分の2/3
非課税者…自己負担分全額

○ひとり親家庭医療費助成状況

区 分 \ 年 度	3 0	元	2
世帯数 (a) (世帯)	3,741	3,865	3,747
年度末日人員 (b) (人)	8,397	7,230	7,028
世帯当り人員 (c) (人)	2.2	1.9	1.9
年間医療助成費 (d) (円)	227,675,684	216,463,894	201,428,585
年間取扱件数 (e) (件)	93,147	89,886	78,047
1人当り年間受診回数 (f) = e / b (回)	11	12	11
1人当り年間医療助成費 (g) = d / b (円)	27,114	29,940	28,661
世帯当り年間医療助成費 (h) = d / a (円)	60,860	56,006	53,757
1件当り医療助成費 (i) = d / e (円)	2,444	2,408	2,581

5. 幼児教育・保育

(1) 施設数及び保育定員の推移

(各年度4月1日現在) 単位：人

区 分	年 度	元		2		3	
		施設数	保育定員	施設数	保育定員	施設数	保育定員
認可保育所	(公立)	16	1,332	15	1,181	15	1,113
	(私立)	84	9,071	85	10,344	81	8,557
認定こども園		6	806	6	806	10	1,246
小規模保育	(公立)	1	16	1	16	1	16
	(私立)	7	110	7	110	7	110
事業所内保育		7	96	7	96	7	96
家庭的保育		14	57	14	58	14	55
認証保育所		5	187	5	187	5	178
定期利用保育		14	44	14	44	16	48
合 計		140	11,719	154	12,842	156	11,419

※定期利用保育の施設数は認可保育所の施設数と重複するため合計数から除く

※保育所型認定こども園は私立保育所に含む

(2) 保育施設利用児童数の推移

(各年度4月1日現在) 単位：人

区 分	年 度	元		2		3	
		施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数
認可保育所	(公立)		1,350		1,204		1,111
	(私立)		9,003		9,084		8,497
認定こども園			650		663		1,169
小規模保育	(公立)		14		15		11
	(私立)		73		89		78
事業所内保育			90		88		77
家庭的保育			49		56		51
認証保育所			141		173		173
定期利用保育			14		15		18
合 計			11,384		11,387		11,185

※保育所型認定こども園は認可保育所に含む

(3) 待機児童数の推移

(各年度4月1日現在) 単位：人

区 分	年 度	元	2	3
待機児童数		26 (159)	25 (192)	19 (135)

※ () は、保留児童数

※「保留児童数」と「待機児童数」について

保留児童数とは保育施設の利用申込みをしたが入所保留となった児童数
待機児童数とは保留児童数から認証保育所の利用児童等を除いた児童数

(4) 保育園児1人にかかる費用の年度別推移(月額)

単位：円

区分 \ 年度	30	元	2
0歳児	340,320	345,410	348,190
1歳児	167,748	170,668	172,418
2歳児	149,788	152,708	154,458
3歳児	96,038	97,428	93,878
4歳以上児	80,768	81,808	78,008

設定 定員100人で0歳児保育を実施している私立保育園の費用をモデル的に算出
(障害児保育の費用を除く)

(5) 保育園運営費の年度別推移

単位：千円

区分 \ 年度	30	元	2
運営費	18,134,424	18,258,025	18,304,857

(6) 保育園運営費の財源負担割合

令和2年度(2020年度)

(上段：金額(千円)、下段：割合(%))

運営費	財源負担内訳			
	国	東京都	八王子市※	保護者
18,304,857	5,289,254	4,886,833	7,429,769	699,001
100	28.9	26.7	40.6	3.8

※ 財源負担内訳の八王子市には、その他の収入含む。

(7) 延長保育の状況

単位：園

区分 \ 年度	30	元	2
公立	16	16	16
私立	73	74	75
合計	89	90	91

(8) 家庭的保育

自宅等の家庭的な雰囲気の中で、少人数（定員5人以下）の0～2歳のお子さんにきめ細やかな保育を行う。保育時間は8時間で、原則として保育短時間認定を受けた方が利用する施設。

年度 区分	30	元	2
家庭的保育者数（人）	17	14	14
延利用児童数（人）	692	656	682
給付費（千円）	164,309	158,831	168,396

(9) 小規模保育

マンションやテナント等を利用し、少人数（定員6～19人）の0～2歳のお子さんを預かる施設で、きめ細やかな保育を行う。

年度 区分	30	元	2
施設数	5	7	7
延利用児童数（人）	749	1,114	1,144
給付費（千円）	187,024	258,780	277,272

(10) 事業所内保育

企業等が設置する0～2歳のお子さんを預かる保育施設で、従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育する。

年度 区分	30	元	2
施設数	7	7	7
延利用児童数（人）	1,005	1,118	1,129
給付費（千円）	218,102	240,821	253,325

(11) 認証保育所

東京都が定めた基準を満たし、設置を認証した保育施設。0歳児保育、13時間以上の開所、送迎に交通の便がよい等の特色がある。

年度 区分	30	元	2
施設数	5	5	5
延利用児童数（人）	1,918	1,945	2,237
補助額（千円）	243,084	245,139	290,960

(12) 一時・休日・年末・緊急・定期利用保育の状況

保育ニーズの多様化に対応するため、一時・休日・年末・緊急・定期利用保育を実施する。

○一時保育

区 分		年 度		
		3 0	元	2
公立	実施園数 (園)	6	6	6
	延利用児童数 (人)	5,288	5,954	3,355
私立	実施園数 (園)	19	19	19
	延利用児童数 (人)	3,501	3,182	2,271
認定 こども園	実施園数 (園)	0	0	0
	延利用児童数 (人)	0	0	0
合計	実施園数 (園)	25	25	25
	延利用児童数 (人)	8,789	9,136	5,626

○休日保育

区 分		年 度		
		3 0	元	2
公立	実施園数 (園)	1	1	1
	延利用児童数 (人)	1,048	1,276	732
私立	実施園数 (園)	1	1	1
	延利用児童数 (人)	377	505	436
合計	実施園数 (園)	2	2	2
	延利用児童数 (人)	1,425	1,781	1,168

○年末保育

区 分		年 度		
		3 0	元	2
公立	実施園数 (園)	2	2	2
	延利用児童数 (人)	74	79	73

○緊急保育

区 分		年 度		
		3 0	元	2
公立	実施園数 (園)	10	10	10
	延利用児童数 (人)	741	689	547
私立	実施園数 (園)	16	16	16
	延利用児童数 (人)	168	87	143
合計	実施園数 (園)	26	26	26
	延利用児童数 (人)	909	776	690

○定期利用保育

区 分		年 度		
		3 0	元	2
公立	実施園数 (園)	4	4	4
	延利用児童数 (人)	1,343	1,358	1,312
私立	実施園数 (園)	10	10	11
	延利用児童数 (人)	1,945	1,708	1,410
合計	実施園数 (園)	14	14	15
	延利用児童数 (人)	3,288	3,066	2,722

(13) 病児・病後児保育

児童が病中または病気の回復期にあり、集団保育を受けることが困難で、保護者が看護できない場合に専用施設で保育する。

区 分 \ 年 度	3 0	元	2
施 設 数	4	4	4
登録児童数 (人)	4,930	5,082	4,910
延利用児童数 (人)	1,680	1,661	536
委 託 料 (千 円)	47,290	49,904	49,510

(14) 幼稚園数・園児数等の推移

(各年度5月1日現在)

区 分 \ 年 度	元	2	3
施設数	30	30	30
定員 (人)	8,085	8,085	8,085
園児数	5,583	5,435	5,159

※幼稚園型認定こども園含む

(15) 幼稚園等園児保護者補助金

市内に住民登録をしていて、子どもを私立幼稚園等に通園させている保護者に、補助金等を支給する。

区 分 \ 年 度	3 0	元	2	
補保 助護 金者	人員 (人)	3,713	3,519	—
	金額 (千円)	303,059	143,729	—
給保 付護 金者	人員 (人)	—	4,831	4,829
	金額 (千円)	—	146,626	311,877
就 園 奨 励 費	人員 (人)	3,803	3,529	—
	金額 (千円)	530,033	247,239	—
補入 助園 金料	人員 (人)	1,634	1,645	—
	金額 (千円)	32,680	32,900	—

(16) ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けを受けたい人と子育ての手伝いができる人とが会員になり、センターを介して相互援助活動を行うことにより、仕事と育児の両立のための支援や子育て中の家庭への育児支援を行う。

○会員数と活動数

区分	30年度	元年度	2年度
依頼会員(人)	2,349	2,288	2,110
提供会員(人)	614	630	618
両方会員(人)	79	70	58
会員数計(人)	3,042	2,988	2,786
活動数(回)	4,277	3,520	1,251

6. 児童福祉施設等に対する指導監査

児童福祉法等に基づき、児童福祉施設等に対して指導監査を実施する。

(1) 実地検査

単位：施設

種別	30年度		元年度		2年度	
	対象数	実地検査数	対象数	実地検査数	対象数	実地検査数
認可保育所(私立)	82	82	83	83	84	1
認可保育所(公立)	16	16	-	-	-	-
認定こども園	7	6	7	7	7	0
幼保連携型認定こども園	2	2	2	2	2	0
幼稚園型認定こども園	3	2	3	3	3	0
保育所型認定こども園	1	1	1	1	1	0
地方裁量型認定こども園	1	1	1	1	1	0
幼稚園	3	2	3	1	27	8
家庭的保育事業等	31	30	29	28	28	8
家庭的保育事業	18	17	14	13	14	5
小規模保育事業	6	6	8	8	7	2
事業所内保育事業	7	7	7	7	7	1
病児保育事業	4	2	4	2	4	2
母子生活支援施設	1	1	1	1	1	0
認可外保育施設※1	42(5)	45(5)	47(5)	45(5)	45(5)	11
ベビーホテル	10	9	9	8	7	6
事業所内保育施設※2	11(2)	14(4)	16(6)	15(7)	15(7)	5(3)
院内保育施設※2	11(1)	13(3)	13(3)	13(3)	13(3)	0
その他	10	9	9	9	10	0
合計	186	184	174	167	196	30

※1 ()内は、うち東京都認証保育所

※2 ()内は、うち企業主導型保育事業

(2) 業務管理体制の整備に係る一般検査

区分	30年度	元年度	2年度
事業者数	105	84	8

(3) 集団指導

区分	30年度	元年度	2年度
実施回数	8	2	2
延べ施設数	141	144	138

(4) 監査

区分	30年度	元年度	2年度
事業者数	0	0	1
施設数	0	0	1

7. 健全育成

(1) 児童館設置状況

児童に健全な遊びを与えることにより児童の健康を増進し、情操を豊かにするために設置。

本館は月曜日から土曜日の午前10時15分から午後7時まで（第4日曜日のみ午前9時15分から午後6時まで）、分館は月曜日から金曜日は午後1時から午後6時まで、土曜日及び夏休みなどの三季休業日は、午前10時15分から午後6時まで利用できる。

対象者は0歳から18歳までの児童。ただし、乳幼児の場合は保護者の付き添いが必要。

区 分 \ 年 度	3 0	元	2
施設数（本館）	10	10	10
施設数（分館）	2	2	2
合計	12	12	12

(2) 児童館利用者数

単位：人

区 分 \ 年 度	3 0	元	2
就学児童	170,384	147,750	37,296
就学前児童	25,982	22,178	13,218
その他	38,145	32,866	12,780
合計	234,511	202,794	63,294

※過年度も含め、併設している学童保育所の利用者数を除いて集計。

(3) 学童保育所

保護者が就労等により放課後に家庭で保育ができない小学生に遊び及び生活の場を与えることにより、健全な育成と福祉の増進に寄与するため設置（令和2年度末時点16か所で高学年児童の受け入れを実施）。

月曜日から金曜日の放課後、午後6時30分（7時30分）まで、土曜日及び夏休みなどの三季休業日は、午前8時30分（8時）から午後6時30分（7時30分）まで利用できる。

※（ ）内は延長利用時間

年度 区分	30	元	2
学童保育所数	85	88	89

(4) 学童保育状況

年度 区分	30	元	2
延在籍者数（人）	1,753,821	1,724,069	1,749,347
延出席者数（人）	1,150,848	1,122,297	982,686
出席率（％）	65.6	65.1	56.2

(5) 若者総合相談センター

働くことや学ぶこと、自分の進路など、15歳から39歳までの若者の悩みや課題を何でも受け止め、適切な支援につなげる相談窓口。令和2年(2020年)1月開設。問題の早期発見及び複数の分野の支援を組み合わせることで、困難な状況にある若者の課題を解きほぐし、解決につなげるとともに、義務教育以降の若者に対する切れ目ない支援を実施する。

所在地 : 八王子市東町3-10 山善ビル3・4階
 開所日 : 火曜日から土曜日(祝祭日・年末年始を除く)
 開所時間 : 午前10時00分から午後6時00分まで
 支援内容 : 相談支援、訪問支援、サードプレイス及び地域活動の紹介

区 分 \ 年 度	2
総利用件数(件)	576
相談件数(件)	154
訪問支援(件)	5
サードプレイス利用件数(件)	336
サードプレイスプログラム事業参加者数(人)	83
地域活動の紹介 高尾山薬王院 清掃活動参加者数(人)	3

8. ひとり親・女性等福祉

(1) 母子・父子自立支援員、就業支援専門員、婦人相談員

母子・父子自立支援員及び就業支援専門員は、ひとり親家庭の自立のため、必要な相談・指導・助言を行う。婦人相談員は、緊急の保護や自立のための援助が必要な女性の相談・指導・助言を行う。

単位：人

区分	30	元	2
母子・父子自立支援員	4	4	4
就業支援専門員	1	1	1
婦人相談員	2	2	2

○母子・父子自立支援員相談種別件数（就業支援専門員による相談を含む）

単位：件

区分	30	元	2	
生活一般	住宅	119	106	92
	医療・健康（病気、障害、その他）	111	85	148
	家庭紛争（夫等の暴力、その他）	259	246	262
	就労（求職・転職、資格取得・職業訓練、職場の悩み、その他）	1,909	1,339	1,276
	結婚	3	2	1
	養育費	119	92	84
	借金	11	13	48
	家事援助	26	16	123
	その他	91	61	112
	小計	2,648	1,960	2,146
児童	養育（保育所入所、虐待、その他）	176	217	286
	教育	332	235	176
	非行	0	3	0
	就職	2	0	0
	その他	45	39	37
小計	555	494	499	
生活援護	母子父子福祉資金（貸付、償還）	1,052	888	860
	東京都女性福祉資金（貸付、償還）	37	30	29
	公的年金	3	2	3
	児童扶養手当	113	93	115
	生活保護	31	67	48
	税	1	9	1
	その他	163	234	405
小計	1,400	1,323	1,461	
その他	売店設置（母子及び父子並びに寡婦福祉法第25条）	0	0	0
	たばこ販売（母子及び父子並びに寡婦福祉法第26条）	0	0	3
	母子世帯向公営住宅（母子及び寡婦福祉法第27条）	0	0	0
	ひとり親家庭休養ホームの利用	0	0	0
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	169	133	133
小計	169	133	136	
合計	4,772	3,910	4,242	

(2) 八王子市母子福祉資金・父子福祉資金の貸付

母子家庭又は父子家庭の方々が経済的に自立していくために必要な資金の貸付を原則無利子で行う。

○母子福祉資金貸付状況

単位：件

区 分 \ 年 度	3 0	元	2
事業開始	0	0	0
事業継続	0	0	0
修学	211	192	173
技能習得	1	2	2
修業	1	0	1
就職支度	0	0	0
医療介護	0	0	0
生活	4	1	1
住宅	0	0	0
転宅	1	0	0
就学支度	31	33	30
結婚	0	0	0
合計	249	228	207
貸付額（円）	119, 180, 000	103, 777, 000	97, 235, 000

○父子福祉資金貸付状況

単位：件

区 分 \ 年 度	3 0	元	2
事業開始	0	0	0
事業継続	0	0	0
修学	12	15	16
技能習得	0	0	0
修業	0	0	0
就職支度	0	0	0
医療介護	0	0	0
生活	0	0	0
住宅	0	0	0
転宅	0	0	1
就学支度	1	4	4
結婚	0	0	0
合計	13	19	21
貸付額（円）	6, 346, 000	8, 799, 000	8, 649, 000

(3) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母又は父子家庭の父などに対し、生活の安定を図るため、就業支援事業、就業支援講習会等事業、養育費相談事業、広報啓発広聴・ニーズ把握活動等事業を実施する。

また、令和2年度より新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式に対応し、仕事と育児の両立を支援するため、テレワーク推進事業を開始。

ア. 就業支援事業（平成30年度は就労アシスト八王子、令和元年度より八王子市

就労生活相談窓口）

仕事探しから就職・定着まで、一人ひとりのニーズに合わせた就業相談を行う。

※一貫した就業支援を行うため、令和元年度より就業支援講習会等と同じ事業者に委託。

区 分		年 度		
		3 0	元	2
対 象 人 数		22	72	152
就 職 人 数		17	26	65

イ. 就業支援講習会等事業

就業やスキルアップを目的として、就業準備や支援施策についての情報提供を行う就業支援セミナーや、Word・Excelを中心としたパソコン講習会を託児付きで開催する。

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響によりWEBセミナーとその動画配信を3回開

区 分		年 度					
		3 0		元		2	
		セミナー	講習会	セミナー	講習会	セミナー	講習会
開 催 回 数		8	16	8	12	7	16
延 参 加 人 数		98	123	111	103	176	59

ウ. テレワーク推進事業

母子家庭の母又は父子家庭の父などに対し、3か月間パソコンと通信環境を無料で貸出し、自宅でテレワークのスキルを習得する支援と就労支援を行う。

区 分		年 度		
		3 0	元	2
参 加 人 数		—	—	30

エ. 養育費相談事業

養育費等の情報を提供する講座や、弁護士による養育費等などの個別法律相談を行う。

区 分		年 度					
		3 0		元		2	
		講座	相談	講座	相談	講座	相談
開 催 回 数		2	12	2	12	2	11
延 参 加 人 数		26	45	33	42	24	42

オ. 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

支援を必要とする家庭に必要な情報を提供するため、メールマガジンを配信するとともに、支援ニーズを把握する調査をWEBで実施する。

※平成30年度は子育てに関するアンケート調査（就学前児童世帯・ひとり親家庭）を行ったため、ニーズ調査は実施せず。

区 分		年 度		
		3 0	元	2
メール マガジン	登 録 人 数	1,381	1,795	2,107
	配 信 回 数	14	14	14
ニ ー ズ 調 査 回 答 者 数		—	111	525

(4) 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の就労による自立を支援するため、教育訓練の受講料の一部補助や、看護師等の資格取得のための修業期間中の生活費を支給する。

【教育訓練給付金】厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講する場合に、受講料の一部を支給する。

【高等職業訓練促進給付金】看護師などの就職に結びつきやすい資格を取得するために、1年以上の養成機関等に通う場合に給付金を支給するとともに、卒業時に一時金を支給する。

○支給実績

単位：円

区 分 \ 年 度		3 0		元		2	
		件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
教育訓練給付金		22	886,998	9	605,789	9	415,627
高等職業訓練 促進給付金	月額	33	31,960,000	27	32,553,000	31	34,628,500
	一時金	9	375,000	7	300,000	4	175,000

(5) 母子・父子自立支援プログラム

児童扶養手当受給者を対象に、個々の状況やニーズに合わせた自立支援プログラムを策定し、就業を支援する。

○実施状況

区 分 \ 年 度	3 0	元	2
策 定 人 数 (人)	42	54	73

(6) ひとり親家庭等学習支援事業

児童扶養手当支給世帯の中学2・3年生を対象に、大学生等の学習支援員を派遣し、高校進学と学習習慣の定着を目的として学習支援、進学支援を行う。

○実施状況

区 分 \ 年 度	3 0	元	2
派遣回数 (回)	621	857	957
登録人数 (うち中3生) (人)	20(20)	30(24)	31(18)
高校進学者数 (人)	19	24	18

(7) ひとり親家庭の子どもの生活力向上

ひとり親家庭の小学5・6年生の児童を対象に、学習のきっかけづくりや生活力の向上を目指す支援プログラム(体験学習・学習支援等)を実施する。

※平成30年度は年5回開催、令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響で年4回開催。

○実施状況

区 分 \ 年 度	3 0	元	2
参加児童数 (人)	91	48	中止(コロナ)

(8) ひとり親家庭親子ふれあい事業

ひとり親家庭の親と小学生の子を対象に、子どもの体験活動を通じた親子のふれあい、親同士、子同士の交流の機会を増進する目的で、バスツアーなどを開催する。

※平成30年度はクッキング交流会を実施、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインクッキングに変更

○実施状況

区分 \ 年度	30	元	2
参加世帯数（世帯）	10	20	3

(9) ひとり親家庭ホームヘルパー派遣

中学生以下の児童のいるひとり親家庭で、家事又は育児に支障のある世帯等にホームヘルパーを派遣する。

○派遣状況

区分 \ 年度	30	元	2
世帯数（世帯）	21	21	23
延日数（日）	470	571	597

(10) 母子生活支援施設入所措置費委託料

母子家庭で監護すべき児童（18歳未満）の養育が困難になっている場合に、母子生活支援施設に母子ともに入所させて保護し、自立促進のための生活支援を行う。

区分 \ 年度	30	元	2
委託料（円）	4,821,749	11,505,396	14,327,401

(11) 母子等緊急一時保護

緊急に保護が必要な母子等に対し、母子生活支援施設の利用を提供し、また、同施設が利用できない母子等に対し、宿泊費等を支給する。

ア. 母子生活支援施設（2か所）

区分 \ 年度	30	元	2
委託日数（延べ）	0	0	4
委託料（円）	0	0	10,000

イ. 宿泊費

区分 \ 年度	30	元	2
宿泊数（泊）	0	0	0
援護費（円）	0	0	0

(12) 女性福祉資金の貸付

配偶者がいない女性で扶養親族のいる方などが、経済的に自立していくために必要な資金の貸付を原則無利子で行う。

単位：件

区 分 \ 年 度	3 0	元	2
事業開始	0	0	0
事業継続	0	0	0
修学	5	2	3
技能習得	0	0	0
就職支度	0	0	0
医療介護	0	0	0
生活	0	0	0
住宅	0	0	0
転宅	0	0	0
就学支度	0	0	1
結婚	0	0	0
合計	5	2	4
貸付額（円）	2,640,000	1,344,000	1,994,000

(13) 入院助産

入院して分べんする必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦を援護する。

区 分 \ 年 度	3 0	元	2
人 員（人）	11	9	12
施 設 数	5	4	6
支給額（千円）	7,140	4,268	7,885

9. 子ども家庭支援センター

(1) 子どもと家庭に関する総合相談

○相談種別件数

単位：件

区 分		年 度		
		3 0	元	2
健康 (病気治癒・予防接種・事故等)		791	410	1,080
家庭・生活環境 (夫婦・祖父母・近隣との関係等)		10,002	9,972	15,171
発育・発達 (身体・性格・言葉・態度等)		491	400	496
養育不安		11,972	10,248	10,868
虐待		18,970	24,273	23,966
基本的な生活習慣 (食事・睡眠・排泄・遊び等)		332	353	399
教育・しつけ (学校・塾・育児法・不登校等)		2,852	2,575	2,432
非行		258	318	151
経済・就労		75	69	75
各種サービス問合せ		414	366	807
その他		1,665	973	1,246
合 計		47,822	49,957	56,691
相談対象別の内訳	0歳～ 6歳	18,907	20,246	22,848
	7歳～12歳	17,063	17,737	20,093
	13歳～15歳	8,675	8,704	10,272
	16歳～17歳	2,817	2,900	3,195
	18歳～	360	370	283

(2) 児童家庭相談援助

市民や関係機関から虐待など要保護児童の相談・通告を受け、児童相談所など関係機関と連携して対応する。

○対応児童数

単位：人

区 分		年 度		
		3 0	元	2
新規受理児童人数	児童虐待	968	1,131 (88)	1,145 (229)
	養護相談	457	1,099 (633)	1,374 (896)
	保健相談	0	0	1
	障害相談	9	12	9
	非行相談	4	8	13
	育成相談	158	154	102
	その他	20	28	13
合 計		1,616	2,432	2,657

※児童虐待（）内は、児童相談所からの送致件数

※養護相談（）内は、厚生労働省通知に基づく実態把握調査による受理件数

(3) 子ども家庭支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)

子どもと家庭に関わる関係機関が情報を共有し、連携した支援を行うための子ども家庭支援ネットワークを児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会と定め、子ども家庭支援センターを支援状況を把握する調整機関に位置付け連携を強化する。

代表者会議：関係機関の管理職等／実務者会議：機関の実務者等／
地域ブロック会議：ブロック内に属する関係機関の職員等／中学校区
分科会：中学校区内の機関の実務者等／個別ケース検討会議：個別児童の直接担当者等

○会議開催数

単位：回

区 分		年 度		
		3 0	元	2
代 表 者 会 議		1	1	1
実 務 者 会 議		2	2	1
地 域 ブ ロ ッ ク 会 議		5	5	中止 (コロナ)
地 域 ブ ロ ッ ク 会 議 中 学 校 区 分 科 会		41	47	20
個 別 ケ ー ス 検 討 会 議		192	200	174

(4) のびのび子育て講座

のびのび子育て講座として、子を持つ親などを対象としたベビーマッサージ・離乳食・子に対する接し方などをテーマとした講習会を開催する。

区 分		年 度		
		3 0	元	2
開 催 回 数 (回)		1,050	1,368	2,286
参 加 人 員 (人)		19,713	21,288	7,457

(5) 親子ふれあい広場（プレイルーム）利用者

○年齢別延べ利用者数

単位：人

区 分		年 度		
		3 0	元	2
子 ど も	0 歳	10,694	7,317	5,808
	1 歳	12,856	10,980	6,366
	2 歳	8,104	5,928	3,213
	3 歳	3,872	3,415	1,178
	4 歳	1,161	955	294
	5 歳	656	443	48
	その他	305	251	16
	小 計	37,648	29,289	16,923
お と な	父	1,629	1,477	1,157
	母	30,388	23,282	14,360
	その他	1,365	1,181	257
	小 計	33,382	25,940	15,774
合 計		71,030	55,229	32,697

(6) 親子つどいの広場

概ね3歳未満の乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、育児相談等を行う場を身近な地域に設置する。

○延べ利用者数

単位：人

広 場		年 度		
		3 0	元	2
ゆめきつず（セレオ八王子）		42,585	38,581	19,198
堀 之 内		9,008	6,916	3,991
西 八 王 子		8,815	7,004	4,100
檜 原		4,002	3,729	2,127
大 和 田		8,417	6,722	3,049
合 計		72,827	62,952	32,465

(7) 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が、病気・出産・家族の看護・冠婚葬祭・公的行事等への参加・出張・育児疲れなどで一時的に児童（1歳～小学校6年生）の養育が困難になった場合に、児童を宿泊または夜間、施設や養育協力家庭（ショートステイのみ）で預かる事業。

単位：実施延日数

区 分		年 度		
		3 0	元	2
ショートステイ		846	851	648
トワイライトステイ		216	203	112

(8) 養育支援訪問事業

市が養育支援を必要と認め、一般の子育て支援サービスの利用だけでは児童の養育が困難な家庭に育児支援ヘルパーが訪問するなどして支援を行うことにより、家庭における児童の安定した養育を目的とする事業。

年度 区分	30	元	2
育児支援ヘルパー 派遣回数	66	64	71

(9) 産前・産後サポート事業

妊娠時から出産後の体力が回復するまでの間、家事や育児の援助等が必要な家庭に対し、利用者の申請にもとづき家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児を支援する。また、派遣にあたり育児相談や助言、子育て情報の提供等を行う産前・産後サポート専門員が事前に家庭を訪問し、利用者のニーズに合うサービスを提供できるようヘルパー会社と調整する。

年度 区分	30	元	2
延べ利用者数	217	220	150

10. 子どもと外出しやすい環境整備

○赤ちゃん・ふらっと

子育て中の市民が乳幼児と一緒に安心して外出できるように、ミルクが作れ、授乳やおむつ替えができるスペース「赤ちゃん・ふらっと」の設置を促進。平成21年度（2009年度）から平成30年度（2018年度）には、民間事業者が商業施設等へ「赤ちゃん・ふらっと」を整備する際に、設置費用を補助した。また、屋外イベント時に臨時設置し、授乳とおむつ替えができる「ベビーテント」の貸出を行う。

年度 区分	30	元	2
赤ちゃん・ふらっと 市内新規設置数 (年度末累計)	7 (129)	3 (132)	3 (134)
赤ちゃん・ふらっと 補助施設数	子育て支援 施設 3か所	—	—
ベビーテント 貸出件数	21	29	6

○公共レンタベビーカー「はち☆ベビ レンタル」

八王子駅周辺への乳児連れでの外出を支援するため、八王子インフォメーションセンター（JR八王子駅前）、八王子駅南口総合事務所、子ども家庭支援センター（クリエイトホール）において、ベビーカーの無料貸出を行う。

年度 区分	30	元	2
貸出件数	448	339	中止 (コロナ)

11. 企業との協働による子育て支援

○子育て応援企業

子どもと一緒に利用できるサービスの提供や子どもに関わる地域活動、子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる会社や商店を「子育て応援企業」として登録し、PRを行う。

年度 区分	30	元	2
年度末登録数	108団体 (188事業所)	111団体 (189事業所)	112団体 (188事業所)

